

令和元年 教育委員会第14回定例会 会議録

日 時 令和元年8月27日（火）

午後3時00分～午後4時50分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 議案第15号「令和2年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択」
- (2) 議案第16号「令和2年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択」
- (3) 議案第17号「令和2年度使用 特別支援学級教科用図書採択」
- (4) 議案第18号「令和2年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択」

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 令和2年度 部予算編成方針（兼 令和2年度 部組織目標）

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正
- (2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正
- (3) 千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部改正

第 3 報告

【児童・家庭支援センター】

- (1) 令和元年度麴町地区私立学童クラブの運営事業者募集の概要
- (2) 子育て短期支援事業及び一時預かり事業の運営事業者募集の概要

【指導課】

- (1) 平成31年度 全国学力・学習状況調査の結果
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（9月5日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地

出席職員（11名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	恩田 浩行
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纒片 淳一
指導課長	佐藤 友信
主任指導主事	佐藤 達哉

欠席委員（1名）

教育委員	俣野 幸昭
------	-------

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、令和元年教育委員会第14回定例会を開催いたします。

本日は傍聴の方が比較的多くいらっしゃいますが、傍聴申請があり、そして傍聴を許可しているものというところでご報告いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速定例会に入りますが、本日の教育委員会は俣野委員が欠席でございます。ただ、会としては過半数を持っておりますので、委員会としては成立をしているということでご理解ください。

本日の署名委員は中川委員にお願いをいたします。

中川委員

はい。承知しました。

坂田教育長

はい。

本日の議事日程につきましては、お手元の次第のとおり、日程のとおりでございます。

最初にお諮りをしたいのは、第2協議事項の（1）ですね。令和2年度部予算編成方針についてという協議事項がございますが、これに関しましては、今日においては、まだ意思形成過程ということでございますので、地教

行法の規定に基づきまして、非公開とさせていただきたいと思えます。早速その可否を問いますが、そのような扱いでよろしいかどうか、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。どうもありがとうございました。

賛成全員ということで、そのように、秘密会の扱いにさせていただきます。

◎日程第1 議案

指導課

- (1) 議案第15号「令和2年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択」
- (2) 議案第16号「令和2年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択」
- (3) 議案第17号「令和2年度使用 特別支援学級教科用図書採択」
- (4) 議案第18号「令和2年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択」

坂田教育長

それでは、早速日程に沿いまして、議案に入ります。議案の第15号「令和2年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択」についてでございます。まずは指導課長から全般の説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長

議案第15号、令和2年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択についてご説明いたします。

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づきまして、区立小学校の教科用図書を採択する必要があるためでございます。本年度、既にお示ししております教科用図書採択の事務日程に基づき、7月9日の教育委員会定例会において教科用図書選定委員会から答申を受け、その後、7月31日の臨時教育委員会における協議を踏まえ、採択候補として、本日、議案として上程いたしました。

こちらの議案第15号に記載されております採択候補をご確認いただき、ご審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

坂田教育長

はい。ただいまご説明いただきました令和2年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択についてでございます。この件につきましては、ただいま指導課長からもご説明がございましたが、7月9日の教育委員会定例会におきまして、教科用図書選定委員会から答申を教育委員会は受けました。

答申までの間でございますが、各学校において研究会を開催し、それをもとに、科目ごと、教科ごとに調査委員会を開催、そしてその後、PTAの役員あるいは学識経験者も含めた教科書選定委員会で協議を深めていただき、答申に至ったということでございます。

答申を受けました教育委員会としては、各教育委員さん個々の調査研究を

積み、研究を進めてきたところでございますが、7月31日の臨時教育委員会で、これまでの経過を踏まえて、種目ごと、教科ごとの協議を深め、採択の候補となる教科書を選定してきたということでございます。

それでは、その結果につきまして、種目ごとに、採択の候補となった教科用図書を当委員会として絞り込んできた理由を説明し、種目ごとに採択の可否を決定したいというふうに思っております。

それでは、私のほうから紹介をさせていただきます。

まず、種目、国語についてでございますが、国語につきましては、光村図書出版が最終候補として残っております。その理由でございますが、この光村図書出版社の国語の教科書につきましては、5、6年生が上下巻を合わせた1冊のつくりとなっており、年間を通して学習したことを振り返ったり、そしてそれを生かしたりすることで、自らの学びを深めていくことに適しているというふうな判断でございます。

また、説明的文章の単元では、主となる説明文の前に学びのポイントをつかむための教材文が示されていることで、学習活動に見通しを持ち、主体的に取り組むことができるものというふうな評価をさせていただきました。

以上のことから、国語につきましては、光村図書出版を採択の候補とさせていただきます。

ということでございますが、改めまして、ここでご意見がございましたら、教育委員の方々に、ご意見あるいはご質問でも結構です。附帯意見でも結構でございますが、何かございましたら、よろしく願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

光村図書について、私もいいとは思っているんですけど、全体を通じて非常に残念だなと思ったのは、例えば4年生の教科書を見たときに、新聞をつくろうという項目があつて見ると、一番大切な読者の視点が全く抜けていると。誰に向けて、どういうふうに新聞をつくるんだという視点が、いずれの教科書も抜けているんですね。これというのは、文部科学省の指導の結果なんでしょうか。少なくとも、新聞をつくる以上は、読者の視点を抜くというのは、最低最悪の事態だと思うんですね。その点でやっぱり私は、各国語の教科書をつくられた出版社の方々に、次に新しく作るときにはそういう視点をきちんと考えていただけるようお願いしたいなと思っております。

坂田教育長

はい。そんなようなご意見を賜りました。

これは、総じてですよね。

金丸委員

総じてで。全ての教科書に通じて言えることです。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにご意見はございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、そういったことを、今後、出版社の方も留意していただきたいなというふうに思います。それでは、改めまして、国語の教科書につきましては、光村図書出版を第1候補とするということで、よろしいでしょ

うか。採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

賛成全員ですので、光村図書出版と決定をいたしました。

次に、種目、書写についてでございます。この書写につきましても、光村図書出版が現在候補となっております。

その理由を申し述べますと、写真やイラストが大変豊富であり、活字の種類、あるいは文字の歴史を取り上げ、伝統文化を重視しているという点。また、QRコードが各ページに示されており、タブレットPCなどで動画を視聴して、準備や片づけ、そして書くときの姿勢、筆遣い等、多様な内容を視覚的に学ぶことができるということから、他の教科書より優れているだろうということで、以上の理由から光村図書出版を最終の候補といたしました。

ご意見がございましたら、どうぞ、よろしく願いいたします。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、改めて採決をいたします。

種目、書写につきましては、光村図書出版の教科書とするということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。賛成全員でございますので、そのように決定をいたしました。

続きまして、種目、社会についてでございます。社会につきましては、東京書籍が最終候補となっております。その理由は、次のとおりでございます。

つかむ、調べる、まとめる、生かす、という学習の進め方がわかりやすく、調べ方、学び方を基軸に、児童が主体的に取り組める構成になっているという点でございます。また、見やすい資料、データが大変豊富であり、学びを深めていくことに大変適当であるということです。そして、各単元の見開きに「本時のめあて」という明記をしております、学習する内容がわかりやすい構成になっているというところでございます。

以上の理由から、東京書籍を社会科の教科書の最終候補とさせていただきます。

改めまして、ご意見等がございましたらお願いします。

中川委員。

中川委員

3社ともになんですけども、現代史をどのように捉えるかということが、各社まちまちで、特に近現代では、高度成長以降をどういうふうに捉えているかということが、なかなかわからない教科書がありました。それから、天皇の仕事といいながら、全部の教科書が上皇様の写真を使っていて、令和2年度の教科書において、これでいいんだろうかということを感じました。

坂田教育長

はい。今回の社会科の教科書、各候補の教科書については、そういう傾向が見られたということでございますね。

中川委員
坂田教育長

はい。
わかりました。ありがとうございます。
ほかにご意見はございますでしょうか。

金丸委員

金丸委員。
はい。私も、正直言って、憲法の意味とか平和主義の維持の仕方について、もう少し突っ込んだ内容が記載されて然るべきだと思っているんですけども、どの教科書にもそういうところは余り見えなかったというのは、非常に残念です。ただ、そのことを除いて見た場合に、調査方法とか考えるポイントが、ほかの教科書よりは東京書籍のほうが、子どもたちにわかりやすく書いてあったなということが、私が東京書籍を推した理由であります。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。
ほかにごございますか。よろしいですか。

各教科書さん、よくできてはいるものの、やはり近現代についての記述については、若干まだまだ工夫の余地があったんじゃないかというところで、ご指摘は賜りました。しかしながら、今般、その中でも、より使いやすく、わかりやすく、教えやすいという観点から、候補を絞り込んでまいりました。そうしますと、社会科につきましては東京書籍、これを最終の候補とさせていただきますが、この教科書ということで採択をしてよろしいでしょうか。

採決をさせていただきます。賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。どうもありがとうございます。では、賛成全員でございますので、社会科の教科書は東京書籍のものを使用するということでございます。

次に、種目、地図でございます。地図につきましては、帝国書院が最終の候補となっております。その理由は次のとおりです。

地図と補助資料がバランスよく表現され、3年生からの活用を意識したわかりやすさ、また活用する楽しさのようなものが表現され、大変扱いやすい構成となっております。また、QRコードが記載をされ、日本や世界における国土、農業、工業等の詳細な統計が確認をでき、ICTを使った調べ学習へと学びを広げる可能性というものが示唆されているということでございます。以上のことから、地図につきましては帝国書院を最終の候補といたしました。

ここに至り、ご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

長崎委員。

長崎委員

はい。地図は2社あったんですけども、比べてみると、やはり帝国書院のほうが色遣いがとても地図として見やすかったので、私は帝国書院を推しました。

坂田教育長

ありがとうございます。
ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。というご意見もございました。

以上のことから、それでは、帝国書院を地図として活用するというところに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、地図は帝国書院のものを採用させていただきます。

それでは、種目の5番目になりますけれども、算数についてでございます。算数は、東京書籍が最終の候補となっております。

その理由でございますが、子どもたちが思考し表現する活動が適切に取り入れられ、思考や図や表を用いる等、丁寧に表現をされています。また、学び方やノートの使い方などが示され、子どもたちが主体的に取り組めるような構成になっているということ。そして練習問題の難易度、そして量も適切で、発展的な内容に触れることができる構成です。また、QRコードを用いて、デジタルプログラミングも体験することができるというようなこと。以上のことから、算数の教科書の最終候補は東京書籍ということにさせていただきました。

ということでございますが、ご意見がございましたら、お願いを申し上げます。

中川委員。

中川委員 東京書籍がやっぱりわかりやすく、使いやすいなと思ったんですが、なぜそう思ったかという、ほかの教科書の中で、ちょっとイラストが邪魔をしていたりとか、キャラクターが多過ぎるとか、クイズが出て多過ぎるとか、そういうようなことが多過ぎました。算数の教科書としてどうだろうということが疑問に思ったところがありました。そして、東京書籍は、つまりいたときに、どこに戻ればいいのかというのがすごくわかりやすく書いてあったので、いいかなというふうに思いました。

坂田教育長 はい。改めて、ありがとうございます。補足意見もいただきました。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、算数につきましては、東京書籍とさせていただきたいと思いますが、採決をとります。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございます。賛成全員でございますので、種目、算数は東京書籍ということで決定をいたしました。

次に、種目、理科についてでございます。理科もいろいろ議論がございましたが、最終候補は東京書籍ということになりました。

その理由は、主体的、対話的で、深い学びを実現するために必要とされる理科の学び方として、問題をつかむ、そして予想する、計画する、観察、実験をする。そして、その結果を考察し、まとめるという過程がすごくわかりやすく示されております。デジタルコンテンツは、教員の指導、児童の調べ

学習において、教材と関連した内容が充実しており、活用しやすいつくりです。以上のことから、東京書籍を最終の候補というふうにさせていただいております。

ここで、補足あるいは附帯意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

中川委員。

中川委員

東京書籍は判が大きいんですけども、理科の学習をするときに、その大きさがもしかしたら邪魔をするのではないかということと、表紙や何かがもつとソフトで軽いほうが、理科の勉強をしやすいんじゃないかということ、全体を見て感じました。

坂田教育長

はい。わかりました。ありがとうございます。形式の問題等々、子どもたちが扱う大きさ、重さ、そういったことも、今般の採用に当たっては1つの観点として認められましたということでございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

金丸委員。

金丸委員

理科に関して読ませていただいて一番感じたのは、子どもたちに考えさせようとする編集方針が、一番、東京書籍が強かったなど。そういう意味では、文科省が現在推進しようとしている教育方針に一番のっっているというふうに私は思いました。

坂田教育長

ありがとうございます。

ほかにご意見はございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、それぞれご意見賜りましたが、最終的に、理科の教科書につきましては、東京書籍を採用するというので、よろしいでしょうか。採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。どうもありがとうございました。賛成全員でございますので、種目、理科につきましては東京書籍の教科書を使用することになります。

続きまして、種目、生活についてです。生活につきましては、最終候補が学校図書でございます。

その理由は、問題解決に見通しを持って解決していく過程が明確であるということ、多様な他者とコミュニケーションをとりながら、主体的、対話的に考え、深い学びに自然につながられる構成になっていることです。また、記録用のワークシートは、児童の発達段階に応じて文字数を調整するなど、わかりやすい、使いやすいものになっているというような主たる理由から、生活につきましては学校図書を最終候補とさせていただきました。

補足意見等々ございましたら、よろしく願いいたします。

中川委員。

中川委員

生活をどのように教えていくかという根本的なところで、光村図書出版の

教科書というのは、今までにない発想でできていたかなというのを感じました。初めて子どもたちが手にする教科書で、学校生活がどんなに楽しいものかということ学ぶということでは、光村図書は、1ページごとに、初めて学校に上がった子にイメージをはっきり伝えているなというのを感じました。ただ、もう少し教科としての完成度というのか、それを構築していただけたら、光村がいいなと私は思いました。

坂田教育長 なるほどね。はい。ありがとうございます。
ほかにございますか。よろしいですか。
金丸委員。

金丸委員 私は、通して読んだときに、学校図書のほうが教科書として読みやすい。要するに子どもにとって読みやすくて、そして興味を引くなということ強く感じて、そういう意味で学校図書のほうがいいのかなというふうに思っております。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。
ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。ただいまご意見賜りました。確かに光村出版の今般の発想というか、まとめ方は、ひとつおもしろい観点もあった。しかしながら、総合的に見たときに、学校図書が少し子どもたちにとっての教科書としては優れているんだろうという結論でございます。

それでは、生活ですね、生活の教科書について採決をしたいと思います。今般、最終候補となりました学校図書、これを最終決定とさせていただくことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございました。賛成全員でございますので、種目、生活については、学校図書の教科書を使用いたします。

次に、種目、音楽についてです。音楽は教育芸術社を最終の候補とさせていただきます。

その理由は、主体的、対話的で、深い学びを実現するための参考となる学びの手順、そして工夫の視点を、具体的かつ視覚的に示している点です。また、年間の学びがわかりやすくまとめられていて、子どもにとって学習の見通しが持ちやすいという観点でございました。さらに、特別支援教育の視点を大切に、全ての子どもたちが無理なく取り組める音域、あるいは難易度に配慮をした選曲構成となっていることです。

以上の理由から、種目、音楽については教育芸術社の教科書を使用することとさせていただきたいというふうに思いますが、ご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 はい。
それでは、採決をいたします。種目、音楽につきましては、教育芸術社の

教科書を使用するという事に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。賛成全員でございます。ありがとうございました。

続きまして、種目、図画工作についてです。図画工作につきましては、最終候補は開隆堂の教科書でございます。

その理由といたしましては、学習の目当てがわかりやすく、必要な材料が掲載をされ、子どもたちにとって見通しを持ちやすいというところでございます。共同して作り出す作品の掲載が多く、対話的な学びを進めていく様子を示すなど、大変工夫がなされているということ。そして、子どもたち自身が考えて作り出す工夫、興味を引き出す内容、そういった構成になっているだろうと。

このような理由から、最終候補は開隆堂の教科書を使用するという事に至っておりますが、ご意見がございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、図画工作につきましては、開隆堂の教科書を使用するという事に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

どうもありがとうございました。賛成全員でございますので、そのように決定をいたします。

続きまして、種目、家庭でございます。家庭につきましては、最終候補が東京書籍でございます。

その理由といたしまして、まず、導入において児童の生活、経験と学習の内容とのつながりを示しており、自分自身の生活から学びを進める構成になっているというところでございます。活動の手順を示す写真等により、丁寧に調理、制作を進めることができる。実際の家庭生活の中で確かめるポイントが示されており、主体的にかかわろうとする意欲を喚起する工夫がなされているということが主な理由でございます。

以上のことから、家庭につきましては東京書籍の教科書を最終候補とさせていただきます。何かご意見がございましたら、よろしくをお願いいたします。

長崎委員。

長崎委員

こちらの東京書籍の家庭も教科書の判が大きくて、そこは懸念したんですけども、写真が大きい分、手順とかが見やすく、子どもが家で何か調理してみようと思ったときには使いやすいでしょ、そういった家庭での学習というか取り組みでも教科書を生かしやすいかなと思いました。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

というご意見も賜りました。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、種目、家庭の教科書につきましては、東京書籍の教科書を使用するということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。ありがとうございます。賛成全員でございますので、種目、家庭は東京書籍の教科書ということにさせていただきます。

次に保健でございます。光文書院の教科書が最終の候補となりました。

その理由でございますが、健康に関して、さまざまな情報や課題について、見通しを持って学習を進めることができるよう工夫されているということでございます。学習に関連したウェブサイトの紹介が豊富であり、発展的な学習活動につなげることができるということが主な理由でございます。

そういった理由から、光文書院の教科書を最終候補とさせていただきます。

種目、保健でございますが、何か質問、ご意見等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

中川委員。

中川委員 悩みの相談ということとか、犯罪被害やなんかに対して、少し具体的に教えておくことが必要じゃないかなというふうに思っています。性についての悩み、LGBTの問題とか、それから体の変化について、なぜ変化が起きるのかとか、安心させるような形で取り上げているということが、やはり子どもたちにとっていいのではないかというふうに思いました。悩みの相談先の紹介などもよく書いてあったので、光文書院がいいんじゃないかというふうに思いました。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、種目、保健につきましては、光文書院の教科書を使用することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成全員でございますので、種目、保健につきましては、光文書院の教科書ということに決定をいたしました。

次に、種目、英語でございます。英語は、学校図書の教科書が最終候補となっております。

その理由でございますが、教科書のこの単元構成が、聞く、話す活動で、十分英語になれ親しませてから、読む、書くという活動につなげていくような構成がされていて、自ら学びを深めていくことに適しているということ。そして、各レッスン以外にも英語に触れる機会が多く設定され、主体的に取り組む工夫があります。また、本区で実施をしている短時間学習モジュールに対応可能な、15分間の学習内容が明確に示されているといったことが主な理由でございます。

以上から、最終候補を学校図書というふうにさせていただいております。

が、ご意見がございましたらお願い申し上げます。よろしいですか。

金丸委員。

金丸委員

どのようにして外国語になじませるか、非常に大きな問題だし、難しい問題だとは思いますが。ただ、今、千代田区の学校現場で、こういう方針でいこうという流れに一番、学校図書の教科書は乗っているのではないかと、うふうに感じて、私は学校図書を推したいと思っています。

坂田教育長

はい。どうもありがとうございました。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、種目、英語につきましては、学校図書の教科書を使用するという事に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。どうもありがとうございます。賛成全員でございますので、そのように決定をさせていただきます。

そうしますと、次で最後でございますが、種目、道徳についてでございます。種目、道徳の教科書は学校図書を最終の候補とさせていただいております。

その理由といたしましては、教材として取り上げられている人物が多彩であること。また、多様性を前提とした問題解決能力の育成を掲げ、コメントの吹き出し等がない分、多様な価値観について考えることができ、内容に広がりがあるということでございます。これを主な理由といたしまして、種目、道徳については学校図書の教科書を最終候補とさせていただきました。

この点につきまして、ご意見がございましたらお願いします。

中川委員。

中川委員

まず、いじめをなくすという大きな命題があつて、道徳が教科化されたと思いますが、やっぱり心の中を評価できるのかということ、私は今でも疑問に思っています。教科書を見ても、やっぱり教材の工夫もまだ開発途上ではないかなというふうに思います。先生方には、それぞれが工夫して、1つの価値観を押しつけるのではなくて、子どもたちが自分の考えを表現することによって、自分と違う考えを持つ友達が隣にいるんだということを知るきっかけをつくってほしいなと思っています。

例えばどの教科書にも出てくるんですけども、「星野君の二塁打」とか「かぼちゃのつる」なんていう教材は、決まりを守らないで義務を果たさなかつたら、こんなふうになってしまうんだということを、子どもたちに結論を出させようとしていますけども、そういうふうに結論を導くのではなくて、ほかに工夫をして、ほかの問いかけをしてほしいなと思います。例えば、星野君の二塁打では、星野君はどうしてチームを困らせようと思ったんだろうとか、みんなのためを思ってやったんだろうかというような問いかけとかを、先生方にいろいろ工夫していただきたいなというのを感じました。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。道徳の教科につきましては、いろんな議論がございしますが、やはり価値観の多様性というもの、価値を押しつけないという中で、先生方の工夫が求められるということは、全ての教科書についてやはり言えることだろうというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員。今の中川委員の話とほとんど一緒なんですけれども、やはり今一番求められるのは、1つは自分の価値観をちゃんと確立するというと同時に、それと違う他人の価値観を受け入れるということです。そうすると、一番教科書で求められるのは、その教科書がある一定の価値観に、結果として誘導してしまうというようなことがないようにすることが大切だというふうに思っています。

そういう意味では、学校図書の道徳教科書は、一つ一つにコメントを求めることで一定の方向性をつけようというような、そういうものがなかったと私は見ておまして、それが一番好ましいというふうに思っています。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

ほかに補足意見はございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、種目、道徳につきましては、学校図書の教科書を使用するという方向で賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。どうもありがとうございました。賛成全員でございしますので、種目、道徳につきましては、学校図書の教科書を採択いたします。

以上、小学校用図書につきましての採択は、これで終了をいたしました。

坂田教育長 続きまして、議案第16号、令和2年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書の採択についてです。

指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長 議案第16号をご覧ください。本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づきまして、区立中学校の教科用図書を採択する必要があるためでございます。

中学校の教科用図書につきましては、同法第14条において、政令で定める期間、毎年、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、採択年度に採択したものと同一のものを採択するというようになっております。

中学校におきましては、平成27年度に採択を行い、平成31年度、令和元年まで同一教科用図書を使用することになっております。従来ですと、今年度は中学校教科用図書の採択年度ですが、教科書会社より新たな図書の申請がなかったため、千代田区立小中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書を採択事務取扱要綱にのっとり、これまでの使用実績を踏まえて採択することとしました。ご確認いただき、採択をお願いいたします。よろしくお願

いたします。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。
ということで、従来の教科書を踏襲するということですが、何かご意見がございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。
(なし)

坂田教育長 はい。それでは、議案第16号について、採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。
(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成全員でございますので、ただいまの指導課長の説明のとおり、決定をいたします。
続きまして、議案第17号、令和2年度使用 特別支援学級教科用図書採択についてでございます。指導課長から説明をお願いします。

指導課長 議案第17号をご覧ください。本区の千代田小学校と麴町中学校に設置しております特別支援学級で使用する教科用図書についてご採択いただくものがございます。
学校教育法附則第9条及び同施行規則第139条の規定により、特別の教育課程による場合や、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適切でない場合は、それぞれの学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることになっております。
特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達の状況が非常に多様でございますので、子どもの発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように、毎年度採択をお願いしているところでございます。
特別支援学級設置校で調査研究した結果につきましては、7月31日の教育委員会でご協議いただいたところであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。
特別支援学級用教科用図書につきましては、さきの教育委員会においても議論をさせていただいたところでございますが、お手元のとりの教科書ということでよろしいでしょうか。ご意見がございましたら、よろしいですか。
(なし)

坂田教育長 はい。
それでは、議案17号について採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。
(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成全員でございますので、提案どおり決定をいたします。
続きまして、議案第18号、令和2年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択についてでございます。指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長 議案第18号をご覧ください。本議案は、中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の採択をお願いするものがございます。

中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の選定について、中等教育学校後期課程の教育課程は、生徒の実態が非常に多岐にわたりますので、東京都立高等学校同様、校長の権限と責任で教科書を選定することとなっております。

本区におきましては、区立九段中等教育学校長が選定したものを、学校の設置する千代田区教育委員会が毎年度採択することとなっております。所定の手続を踏みまして、九段中等教育学校の特色ある教育課程や生徒の実態に応じて選定した教科用図書について、7月31日の教育委員会定例会でご協議いただきました。このたび採択候補を一覧としてまとめ、議案として提出させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

この案件につきましても、先般、協議をしたところでございます。校長先生の選定をした図書でございます。

何かご意見等がございましたら、お願いを申し上げます。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、この議案18号について採択をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。ありがとうございました。賛成全員でございますので、提案どおり可決をしたということでございます。

以上、教科書についての採択を終了いたしました。

日程第2に入る前に、5分間の休憩をとります。休憩です。

(休憩)

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 令和2年度 部予算編成方針(兼 令和2年度 部組織目標)

指導課

(1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

(2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正

(3) 千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部改正

坂田教育長

はい。それでは、再開をいたします。

日程の第2、協議事項に移らせていただきます。

指導課の協議事項について、指導課長、説明願います。

指導課長

はい。それでは、今回ご協議いただきますのは、(1)が幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正、(2)幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正、そして(3)千代田区立九段中等教育学校

坂田教育長
指導課長

教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部改正、この3つの種類になりますが、大きくは会計年度任用職員制度に伴う変更と、もう1つは成年被後見人等の権利の制限の適正化に対応する条例改正と、この2つの種類になってございます。

それで、まず初めに会見年度任用職員制度について、若干のご説明をさせていただきます。それにつきましては、この2つ目、今クリップどめで並んでいたと思うんですけども、その2つ目にある「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の一部改正について」というものをご覧ください。

はい。お願いします。

はい。

まず、会計年度任用制度のほうなんですけど、こちらにつきましては、そちらにありますように、地方公務員法及び地方自治法が一部改正になりました。平成29年5月17日の公布でございます。現行の特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化され、会計年度任用職員制度が創設されました。

会計年度任用職員は非常勤の職に従事する一般職の職員であり、地方公務員法の服務等の各規定が適用されるほか、期末手当等の支給が可能となるような制度になります。そのため、改正地方公務員法が令和2年4月1日に施行されるということで、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に係る必要な整備を行うということになります。

それで、それにつきましては、追加参考資料というものが一番下のほうに3つあります。「追加参考資料1」と書かれている、右上がステープラーどめされているもの。そして、追加参考資料2というのが、会計年度任用制度創設の経緯について多少詳しい版がございます。追加資料3が、後ほどご説明させていただく成年被後見人等の権利の制限の見直しについてということでございます。

ですので、今、会計年度任用職員制度につきましてはお話をさせていただきましたが、経緯につきましては、こちらの追加参考資料の1、2のほうでご確認をいただければということになります。

戻っていただきたいのですが、先ほど示した会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の一部改正についてというものの3枚目に当たるところで、別紙1というものがございます。右肩に別紙1と書いてあるものですが、今回、会計年度任用職員制度導入に伴い、一部改正する条例、そこに7つございますが、この7つが改正される条例ということになります。

それで、もう1枚めくっていただいて、向きは変わっているんですけど、別紙2のほうをご覧くださいと、学校の中におきましては、旧制度、現在の職員におきましては、一般職、すなわち一般職の中には、常勤職員、再任用短時間職員とともに、臨時的任用職員という者がおりました。その者がこれから制度が厳格化され、内容等を鑑みた結果、会計年度任用職員制度という新制度に変わっていきますという形になるものでございます。

では、別紙3のほうをご覧ください。失礼しました。別紙3ではなく、3のほうです。少々お待ちください。

それでは、今回ご協議いただきます、改正する条例の一覧の③、九段中等にかかわる部分、そちらを先にご覧いただきます。

まず、そのクリップの一番下の「参考」というものをご覧ください。すみません、いろいろなものがあるんですが、別紙3、4、5とあるうちの最後ですね。教育公務員特例法第2条第2項というところでございます。よろしいでしょうか。「参考」というペーパーですね。

こちらに示してあるのは、教育公務員特例法第2条2項で、現行のほうの下線を引いてあるところを見てください。このところは、そもそも九段中等の中での教員といった場合には、常時勤務者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限るといような、その講師の欄のところには、会計年度任用職員制度に当てはまる方は、その中には含まれていません。いけませんので、左側の改正後のほうでは、その会計年度任用職員制度にいる者を省くという形で、こちらのほうに示しています。すなわち、会計年度任用職員につきましては、区の人事課のほうで別途その位置を定めるという形になりますので、教育のこの公務員特例法のほうからは除いた形で表記をするというところが、まずスタートで始まることです。

ですので、別紙5のほうを見ていただきたいのですが、いわゆる現行の中で書いてある教員というようなところのものから、左側の「新」のほうには、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用の職を占める者を除くということで、いわゆる会計年度任用制度の方々は、ほかの人事課のほうの職のほうの枠で規定をするために、九段中等にあるその3つの条例ですね。勤務時間、休日、休暇に関する条例、給与に関する条例、給与等に関する特別措置に関する条例からは、会計年度任用職員の人は、これから、職としてはいますけれども、九段中等のいわゆる条例の中からは抜きますよという一文を、そこにに入れてあるということになります。

で、これは、その下にあります育児休業等に関する条例にも同じように、会計年度任用の職を占める者を除くというふうに書いてあるのと、別紙5の裏面ですね。こちらのほうにも、いわゆる配偶者同行休業、こちらの場合にも会計年度任用の職を占める者については、別途区の人事課のほうで定めますので、九段中等の教育職員の配偶者同行休業、九段中等の者からは、会計年度任用職員の職に当たる者については除きますよというような改正をするということでございます。

九段中等に関するのは、まず、そのようなところですよ。

続いて、すみません、続いては、幼稚園教諭の勤務、勤務時間、休日、休暇等に関する条例をごらんください。それはクリップどめになってあるところですよ。こちらにつきましては、成年被後見人等の権利の制限の適正化に対する改正に伴う条例改正ということになります。

これから幼稚園。それで、あ、すみません、1つ抜けましたね。先に言わ

ないといけなかったですね。すみません。あと、別紙3のほうを、すみません、もとに戻って申しわけないんですが、先ほどの別紙3のほうに戻っていただくと、こちらのほうの幼稚園の条例も改正するという形になります。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等についてのものです。

現行のものと、会計年度任用職員につきましては、リフレッシュ休暇というものを含めていたのですが、今度の会見年度任用制度になりますと、単年度で毎年契約をしていくということですので、臨時的に任用された職員については、介護休暇であったりとか病気休暇であったりとかというものはあるのですけれども、それ以外の、(2)前号以外の職員、こちらについては、リフレッシュ休暇、短期休暇のほうが認められていると。すなわち会見年度任用制度においては、リフレッシュ休暇等はないという形のところの規定を、このように条例を改正させていただいている。改正するというところでございます。

続きまして、それがいわゆる会計年度任用職員制度の導入に伴う条例の一部改正についてということでございます。

続きまして、クリップどめを戻っていただいて、先ほどの成年被後見人等の権利の制限の適正化に対応する改正ということで、幼稚園教員、教育職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらについては、そちらの改正理由にもありますように、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るために、関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正がされました。職員が成年被後見人又は被保佐人となっても、失職をしないというような方向になったものでございます。このことを受けまして、職員が失職した場合の給与等の取り扱いを定めている条例の規定を整備するということになります。

改正内容につきましては、失職した職員のうち、成年被後見人又は被保佐人となったことにより失職した者については、給与等の給付を支給できるという規定を削除するものになっているものでございます。

1枚めくっていただいて、その改正部分をごらんください。現行のところの写真を見ていただくと、いわゆる失職、成年被後見人等の規定においては、失職をするというように書かれているのですが、改正後の法律においては、左側の新しいのほうの下のほうにもありますように、この条例の施行の日の前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係整備による、関する法律によって失職した、1枚めくって裏になりますが、失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、規定にかかわらず従前の、なお従前の例によるという形になります。

すなわち成年被後見人というものが欠格事項にならずに採用をされるということですが、それに関しての条件整備につきましては、旧のもの、今、下線の引いてあるものを削除をして、新しく附則という形でつけさせていただいているという形になります。

大変わかりづらく申しわけございませんでした。以上でございます。よろしくお願いたします。

坂田教育長 ちよつと待つて。この、まずは、これか。会計年度任用職員制度というのができたので、その関係で規定を変えなきゃいけないのは、中等の条例が何本かあるよね。

指導課長 中等の条例が5本。

坂田教育長 5本あるの。5本。

指導課長 はい。別紙1に記してあるものが全てそうです。そして、幼稚園のものが2本。

坂田教育長 幼稚園のものは、どれ。幼稚園は勤務時間と給与と両方にかかわる。

指導課長 勤務時間、休日、休暇等に関する条例と、あと幼稚園の教育職員の給与に関する条例です。

坂田教育長 ということは、まず、会計年度任用職員制度が導入されたことによって変えなきゃいけないのは、上の2本プラス九段中等関連の5本です、と。

指導課長 はい。

坂田教育長 で、成年被後見人制度にかかわるものは、幼稚園教育職員の給与に関する条例。

指導課長 はい。

坂田教育長 給与に関する条例に関しては、両方の関係で改正がある。両方ですね。

指導課長 はい。

坂田教育長 わかりました。

まずは会計年度任用職員のこの図が上手に説明できれば。

子ども部長 要するに、まず一般職の非常勤職員というのと特別職の非常勤職員というのがいるんですけども、特別職の非常勤職員というのは、例えば議員さんとか、教育委員も入りますね。それから、いわゆる保育士を雇ったときとか、教員なんかも特別職の非常勤職員だったんですね。

で、事務なんかで雇うときには、事務というのはいわゆる一般職なので、一般職の非常勤職員というのは、23区の取り決めの中で、その職がなかったなので、採用ができなかったんですね。なので、今までは、従前は保育士とか教員とかが全て議員さんなんかと同じ扱いの特別職の非常勤職員で、事務はアルバイトというような臨時的任用職員しかいなかったんですけども、今回、会計年度任用職員というのができて、ここが特別職じゃなくて、一般職の非常勤職員は全て会計年度任用職員に統一された。

特別職の非常勤職員は、議員さんとか、いわゆる本当の特別職としての非常勤職員は残るんです。そして、教員だとか保育士だとか、それから事務なんかでアルバイトを雇うときも、今までは特別職の非常勤職員や臨時的任用職員というカテゴリーだった人たちはみんな、今度の会計年度任用職員は一般職なので、事務も入れば、教員も保育士も全部この会計年度任用職員というところにカテゴライズされるというのが一番大きな特徴なんです。

坂田教育長 そのように制度改正をする趣旨は。

子ども部長 ですから、特別職の非常勤しかできなかったということは、本当は一般職の非常勤職員が区の場合はいればよかったんですけど、それはできなかったんです。これ、会計年度任用職員って、国の制度ですよ。だから、国のほうで全国一律に特別職の非常勤とか一般職の非常勤とか、わかりにくかったものを、国の制度で新たに会計年度任用職員というものに全部まとめたというところから始まるんですけど、これによって便利になることもあれば、非常に不便になることも出てくると思うんですよ。

児童・家庭支援センター所長 要するに今までの特別職が一般職と同一の仕事をしているから、だから要するに労働者性の高い職については、それは本来、一般職として任用されるべきだったと。

坂田教育長 この一般職、今度、新制度でも、一般職として臨時的任用職員というのはいるよね。

児童・家庭支援センター所長 常勤の職員に欠員が生じた場合にだけ。

坂田教育長 あ、そうか。限定されたと。常勤の職員に欠員が生じた場合のみアルバイト的に。

子ども部長 そうですね。産休だとか病欠だとか。

坂田教育長 人が足りないからアルバイトを雇うよというのはだめで、正規職員がいなくなったところだけはいいんだ。

子ども部長 そうです。

金丸委員 基本的にはあれですかね、同一職同一賃金の考え方を徹底するために、こういうふうにしないと徹底できないということなんですかね。

子ども部長 それもあります。特別職の非常勤職員といったときに、よく議員さんなんかさがさきから言っているように特別職の非常勤なんですけど、保育士さんも特別職の非常勤なので、外から見ると、議員さんなんかは特別職の非常勤というとわかりやすいんだけど、でも、保育士さんだとか学校の人たちもみんな特別職の非常勤なんですよといったとき、じゃあ特別職の非常勤って何なんだというのは非常にわかりづらくなっちゃっていて、そういう特別職じゃない、普通にたくさん雇っているんだから、その人たちは一般職でしょという感じだったんで、そこに保育士さんだとか先生だとか、そこに普通の事務の人なんか全部まとめて、その人は一般職ですよというふうにして、わかりやすくそこを分けたという形になっています。

金丸委員 その結果、例えば給料体系が変わるとか、そういうことにつながるんですか。

子ども部長 その給料体系が人によって上がったり下がったりする可能性があります。今までの保育士さんやなんかもらっていた給料の現給は担保されているのか、これが担保されなければ、ますます非常勤の保育士はとれなくなっちゃうというところ。そこが今、区の中でまだ正式に金額は決まっておらず、もめているところです。

金丸委員 そうですか。

子ども部長 制度としてはこの制度には移行するんだけど、金額としては、我々サイ

ドからすると、今、非常に保育士が集まらないような状況の中で、民間の保育園なんかはどんどんとよくなっている中で、区の正規保育所は集まるけど、その派遣職員だとか非常勤職員が今後はこの会計年度任用職員になりますから、その処遇をある程度上げてもらわないと、区立の保育園の、いわゆる今までの非常勤職員と言われていた人たちが会計年度任用職員になって処遇が落ちてしまうと、区立保育園としては非常に人が集まらない苦しい状況になってくるんじゃないかというふうに思われます。

児童・家庭支援センター所長

処遇、いわゆる報酬の条件が下がらないような形で、今、人事課のほうで組合員等と協議をしておりますけれども、基本的には今受けている報酬の額をそのまま維持した形で、新制度、会計年度任用職員に切りかえるんですね。さらに、期末手当という形でボーナス分の支給を加算する。したがって、今いる非常勤の方たちは、会計年度任用職員という形で切りかわっても、いわゆる報酬の面では処遇が下がらないという、そういう制度設計で進んでおります。

子ども部長

ただ、新規で採用する人が逆に処遇が低いということになると、非常に集まりづらくなるということですよ。

坂田教育長

はい。そうしましたら、きょうは協議という位置づけでございます。次は議案になります

村木部長。

教育担当部長

先ほどの指導課長の説明を少し補足させていただきます。

議事日程をご覧ください。

今回、協議事項として、指導課の担当のものの条例として（１）（２）（３）と挙げさせていただいております。今回のこの改正は、いずれも法律の改正に伴う形式的な修正でございます。

今般、２つの法律の改正に基づく修正がございます。１つ大きいのが、地方公務員法の改正及び地方自治法の改正によるものです。これは会計年度任用職員制度というものが、今回、この法改正により導入されたことによる文言の修正ということになります。

もう１つが、成年被後見人等の権利の制限の適正化に関する法律による修正でございます。で、この（１）（２）（３）ともに、この会計年度任用職員制度の導入による修正がございます。（２）の幼稚園教育職員の給与に関する条例については、この会計年度任用職員制度の導入によるもののほか、先ほどの成年被後見人制度に関するものによる修正もございます。なので、この（２）番だけが２つの趣旨の改正がまざっているという、そういうことでございます。

この会計年度任用職員制度の導入に伴う改正についてですが、こちらについては先ほど指導課長からも説明がございました、改正する条例ということで７つの条例の改正がございますが、趣旨的には皆同じということでございます。若干１番目の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、これについては、ほかと若干改正の体裁が異なっております。

会計年度任用職員制度の導入によりまして、従来の特別職の非常勤職員であったもの、あるいは臨時的任用職員であったもの、これが会計年度任用職員ということでまとめられます。その結果、会計年度任用職員のみにも適用される休暇等について、別枠の規定が必要になるものですから、こちらの休暇等に関する条例では、新たにそれらの職員についての休暇ということで、規定がされます。

そのほかの関係条例の改正について、本来ならば講師に入らなかった者についても、今度が入ってきてしまうような形になるので、それについて除くという規定を設けるものです。こちらの除かれた者については、こちらは区他の一般職のほうの条例の規定で対応していくということになります。

少々わかりにくかったかもしれませんが、まとめますと、今回の改正というのは2つのものがあります。1つは会計年度任用職員制度の導入に伴うもの、もう1つは成年後見に関するもの、この2つがございます。会計年度任用職員制度の導入に伴うものについては、ここにある3つの条例議案、7つの条例全てについて改正が行われます。成年後見については2番目の条例についてのみということになります。

以上でございます。

坂田教育長

はい。

金丸委員。

金丸委員

よろしいでしょうか。すみません。私の頭の中を整理するために。

簡単に言うと、会計年度任用職員という制度を設けたことによって、教育委員会の関与する条例の一部からそれを除くという手続が要りますよと。そのかわりに、一般公務員のほうにの規定にそれに対応する規定をつけますよと。ただし、そちらのほうは一般の公務員と同じなので、教育委員会マターの問題はないから、教育委員会の同意は要らないと、そういう整理になるんでそうか。

教育担当部長

はい、そうです。

坂田教育長

それでは、また議会で説明するに当たって、説明の仕方、まず何を押さえておかなきゃいけないかという話は、もうちょっと練っておいてください。基本的には法が変わったので、それに連動して諸規定を整備するという事です、区の意味が入り込む余地はないんだろうと思いますけども、これを初めて聞いた人が何を言っているんだということになるのはまず間違いないだろうから、説明の仕方は工夫が必要だし、もうちょっと分かりやすいようにお願いします。

今回、協議事項なんですけど、次回は議案ということで、採決しなきゃいけない話になりますので、もう一回整理をして、改めてださせていただくということにさせていただきます。

金丸委員

ちょっと気になるのは、会計年度任用職員という制度をつくること自身が悪いとは思わないんですけども、これのあり方によって、先ほど部長がおっしゃられたように、給料が下がるとか、もしくは上がるとか、いろんな

ことがあって、それによって教育の人事制度そのものに大変大きな影響を与えるというふうに考えると、教育委員会のマターではないからそちらはそちらでやってくれという話には、必ずしもならないのかなど。やはり教育委員会として何らかの要望を入れなければいけないんじゃないかという問題が、残っていきそうな感じがいたします。

坂田教育長

はい。というご指摘もいただきましたので、その点も踏まえて内容を精査していただいて、うちにかかわるどんな影響があるのかということも、メリット、デメリット、統合されちゃったことによる不都合もあるんでしょうから、その点も整理をしていただきたいというふうに思います。

それでは、指導課の協議事項については、本日のところは以上ということにさせていただきます。

◎日程第3 報告

児童・家庭支援センター

(1) 令和元年度麴町地区私立学童クラブの運営事業者募集の概要

(2) 子育て短期支援事業及び一時預かり事業の運営事業者募集の概要

指導課

(1) 平成31年度 全国学力・学習状況調査の結果

(2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況

坂田教育長

報告事項に入ります。

まず、報告事項の最初は児童・家庭支援センターですね。令和元年度麴町地区私立学童クラブの運営事業者募集の概要、そして、子育て短期支援事業及び一時預かり事業の運営事業者募集の概要、あわせて、ご説明をお願いします。

児童・家庭支援センター所長

それでは、報告事項2件につきまして、続けてご報告を申し上げます。

まず、麴町地区の私立学童クラブの運営事業者募集でございますが、こちらにつきましては、現在、麴町地区の児童・生徒数が増えている状況の中で、引き続き待機児童ゼロを維持するために、麴町地区に新たな学童クラブを増設するということを目指しまして、来年4月に開設する私立学童クラブを、九段小学校周辺地域に設置をするための整備運営事業者、これを公募をするというものでございます。

スケジュールにつきましてはこちらに記載のとおり、9月中旬に公募を始めまして、10月中旬に締め切り、そして11月中旬にプロポーザル委員会によりまして審査選定を行うというものでございます。

公募の要件につきましては、40名から60名程度の定員、開設時期は来年4月、募集の地域としては九段小学校から約半径400メートル程度の範囲内でございます。裏面をご覧くださいと、九段小から400メートルの地域につきまして、こちらに図でお示しをしたものでございます。

表のほうにお戻りいただきます。主な要件等はこちらに記載のとおりでござ

ざいまして、この経済基盤につきましても、資本金1,000万以上、そして債務超過になっていないといったこと、こういったことで要件とするものでございます。

事業の実施内容につきましては、学童クラブの開設、平日はこちらに記載の時間帯、そして土曜日、また学校の休業中につきましても、このような時間帯で実施をしてもらうということを想定しているものでございます。

続きまして、子育て短期支援事業及び一時預かり事業の運営事業者募集の概要でございます。こちらにつきましては、児童福祉法において規定をしております子育て短期支援事業のうち、ショートステイ事業、こちらにつきましてはこれまでも、本区におきましては渋谷区の施設のほうに委託をして、定員1名という枠の中で実施をしてきておりますけれども、今後は千代田区内においてこれを実施し、受け入れ定員も現在の1名から5名まで拡充をして、トワイライトステイ、あるいは一時預かり事業、こういった事業も実施しながら、レスパイトとしてのご利用も想定をして、また、児童虐待のリスクの未然防止も想定をいたしまして事業の充実を図ります。したがって、そのために、単に子どもを預かるだけではない、いわゆる一定のノウハウのある受託事業者を選定するというものでございます。

公募のスケジュール、こちらに記載のとおり、9月中旬から公募の開始、そして10月中旬に締め切らして、11月上旬にプロポーザル委員会によりまして審査選定を行うというものでございます。

公募の要件でございますが、来年1月に開設をいたします。こちらの事業実施場所、民間物件、神田司町2-5、デルックス神田大手町、こちらのマンション7階、こちらを区が借り受けまして、こちらで事業運営を行っていただくというものでございます。裏面をお開きいただきますと、児童・家庭支援センターから外堀通りを挟みまして、左手のこのチェックの柄の物件、こちらをこの事業の物件として借り受けまして、こちらで実施をするというものでございます。

実施事業の内容でございますが、子育て短期支援事業として、ショートステイ事業、そして要家庭支援ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業、このような事業を予定しております。ショートステイ事業につきましては、これは宿泊で子どもを一時的に預かるというものです。トワイライトステイ、また一時預かり事業につきましては、これは宿泊ではなく、一時的に子どもを預かるというものでございます。

ご説明につきましては以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

という報告でございます。ご質問等がございましたら。

長崎委員。

長崎委員

この主な要件に、東京都内において児童を対象としたショートステイ事業を1年以上運営している法人とあるんですが、大体何社ぐらいそういった法人があるんでしょうか。あとこのマンションの間取りって、どの程度の広さ

坂田教育長
児童・家庭支援センター所長

なのかなと。

所長。

こちら、運営をしております法人は、かなり限定をされまして、3社程度だと思っております。

それから、間取りでございますが、こちらの広さは約75平米程度ということでございまして、その具体的間取りにつきましては、子どもたちが宿泊をする、いわゆるそういった部屋、そして子どもたちが活動をする部屋、その他水回り、キッチンですとか、あるいは浴室と、そういった間取りを想定をしております。

長崎委員
坂田教育長

ありがとうございます。

はい。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、児童・家庭支援センターからの報告は以上とさせていただきます。

続きまして、指導課からの報告でございます。学力・学習状況調査の結果ですね。(2)番目は、いじめ、不登校、適応指導教室の状況ということでございます。よろしく申し上げます。

主任指導主事

はい。平成31年度全国学力・学習状況調査の結果について、概要をご説明いたします。

お手元のこのグラフをご覧くださいとおわかりのように、小学校、中学校ともに、全ての調査において、千代田区は東京都と全国を平均で上回っております。また、意識調査等においても、小学校、中学校ともに肯定的な回答が多かったのですが、小学校のほうでは、1日の平均勉強時間や読書時間や学習への意欲が高いというのが見られた一方で、「学校のきまりを守っていますか」や「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」等々の質問について、全国や東京都と比べると低いという結果が出ております。

また、中学校においては、「自分にはよい所がある」「学校に行くのは楽しい」などの項目が全国や東京都の平均を上回っており、また、1日の平均勉強時間や読書量についても長い生徒が多いということが、今回の調査からわかっております。

概要については以上です。

坂田教育長

ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(なし)

主任指導主事

それでは、いじめ、不登校、適応指導教室の状況についてご説明いたします。

7月につきましては、いじめの報告数としましては、小学1年生、6年生、また中学3年生で、それぞれ1名ずつ増えており、未解消としては18件となっております。今年度解消も含めた累計としましては、26件というふうになってございます。

また、不登校者数につきましても、今月、不登校者数は、小学校1年生、2年生で1名ずつ、また5年生で2名、中学1年生で1名、中学2年生で2名、中学3年生で3名、計10名ほど先月よりも増えており、今年度の累計は44名となっております。

適応指導教室の利用者につきましては、中学1年生で1名新たな入室がございましたので、今月、6名利用というふうになっております。

報告は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

何かお気づきの点、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

金丸委員。

金丸委員

いじめ報告者数と不登校者数の数字が比較的似ているんですけども、これは連動性があるのでしょうか。

主任指導主事

不登校として今回上がってきたお子さんについては、1名それに関連するものはございますが、そのほかの増えているお子さんについては、いじめを理由としないものでございます。

金丸委員

ありがとうございます。

坂田教育長

はい。

ほかにごございますか。

金丸委員

あと、もう1点だけ。表の読み方なんですけども、この適応指導教室の利用者数の左側が今月利用者数じゃないですか。右が「月利用者数」と。この「月利用者数」というのは何を意味しているのでしょうか。

主任指導主事

あ、失礼しました。こちらは「先月」の間違いです。「先」という字が抜けておりました。大変失礼しました。

金丸委員

「先月」ですか。はい。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにごございますか。

主任指導主事

合計のほうも、大変失礼しました。こちらも合計、お配りのものは合計が「5」でなければならぬものを「3」となっております。大変失礼しました。

坂田教育長

はい。じゃあ、「5」に訂正をお願いいたします。

ほかにごございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(9月5日号)掲載事項

坂田教育長

それでは、その他事項に入ります。

子ども総務課から、教育委員会の行事予定表、そして引き続き広報千代田掲載事項の説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。それでは、行事予定表から参ります。

本日、教育委員会がございまして、下のほうに参りまして、9月9日、指導課訪問、それから10日が教育委員会定例会、さらに11日にも指導課訪問が入っております。

裏面をご覧ください。9月18日、指導課訪問が入っております。その上に、9月14日、15日ということで、九段中等教育学校の九段祭がございまして。それから、9月24日、教育委員会の定例会でございまして。

なお、国際平和・男女平等人権課の事業として、9月20日、24日、27日のご案内が教育委員の皆様に来ているということで、参考までに予定表の中につけ加えさせていただきました。

引き続きまして、広報千代田9月5日号の掲載予定事項でございまして。

1番です。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化開始ということで、広報事項として掲載をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、8番、就学時健康診断ということで、令和2年度に入学予定の区内在住、在学予定児に対して実施する健康診断の予定をお知らせするというものでございまして。

それ以外につきましては、児童・家庭支援センター並びに文化振興課、生涯学習・スポーツ課のイベントということでございまして。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ということでございまして、お気づきの点等がございましたら、お願いいたします。

(なし)

坂田教育長

それでは、最初、冒頭に秘密会ということでご了承賜りました、部の予算編成方針の説明に参りたいと思いますが、若干の休憩をとらせていただきます。休憩します。

(休憩)